

## 【別記】第2期静岡市地域基本計画

### 1 基本計画の対象となる区域（促進区域）

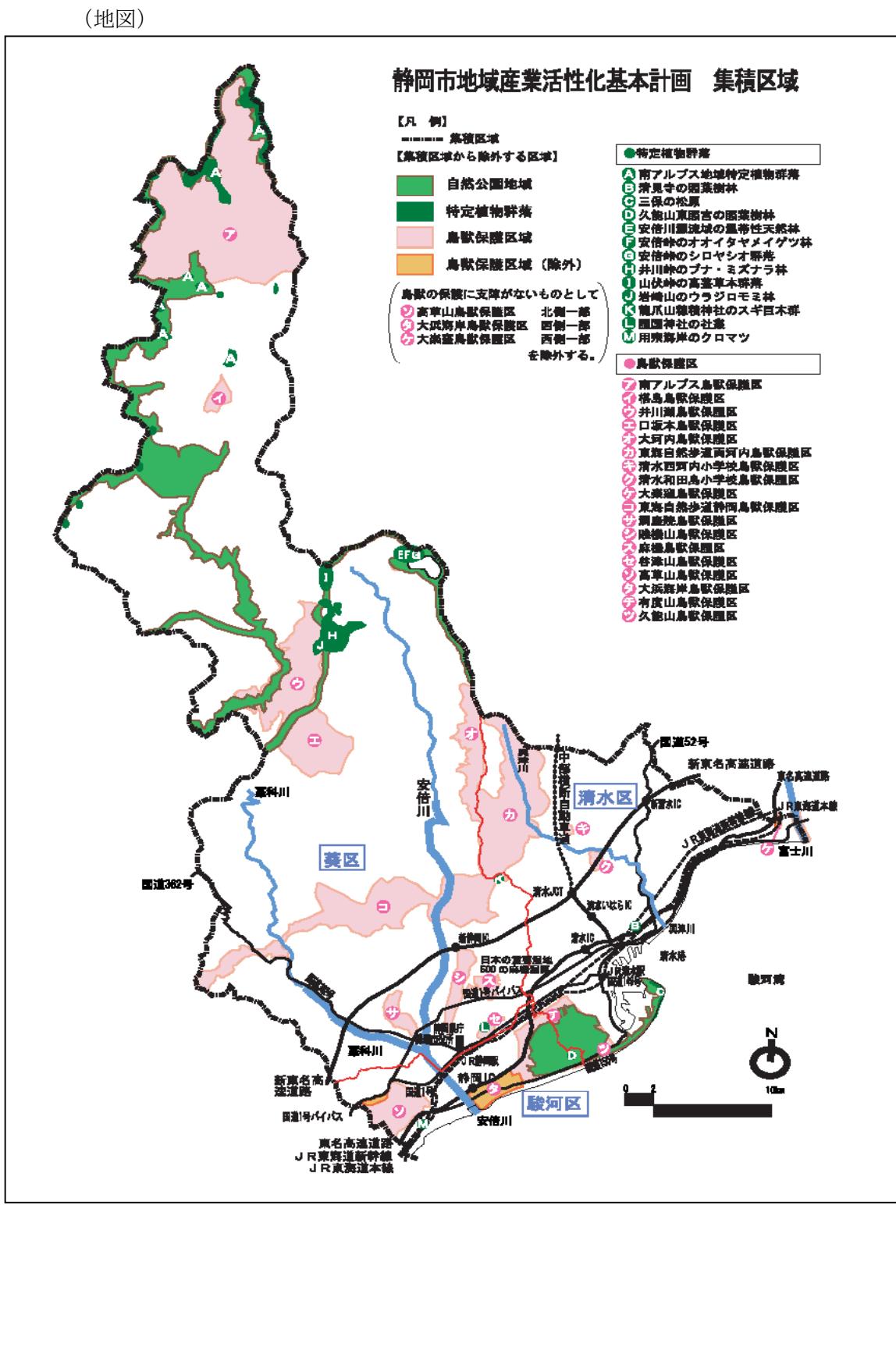
#### （1）促進区域

記載する区域は、令和5年4月1日現在における静岡県静岡市の行政区域とする。概ねの面積は141,193ヘクタール程度である。

本区域は、自然公園法に規定する国立公園、静岡県立自然公園条例に規定する静岡県立自然公園、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に規定する鳥獣保護区、環境省が自然環境保全基礎調査で選定した特定植物群落、生物多様性の観点から重要度の高い湿地、自然再生推進法に基づく自然再生事業の実施地域、国内希少野生動植物種の生息（繁殖・越冬・渡り環境）・生育域等を含むものであるため、「8 環境の保全その他地域経済牽引事業の促進に際し配慮すべき事項」において、環境保全のために配慮を行う事項を記載する。

なお自然公園法に規定する国定公園区域、自然環境保全法に規定する原生自然環境保全地域及び自然環境保全地域、静岡県自然環境保全条例に規定する静岡県自然環境保全地域、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律に規定する生息地等保護区、シギ・チドリ類渡来湿地は本区域には存在しない。

(地図)



## （2）地域の特色（地理的条件、インフラの整備状況、産業構造、人口分布の状況等）

### 【地理的条件】

静岡市は、静岡県の中央、東京・名古屋・大阪を結ぶ結節点として、太平洋新国土軸上に位置するとともに、日本海方面に向けて本州中央部を横断する拠点に位置する。

市域は、北は長野県や山梨県境の3,000m級の山々が連なる南アルプス、南は国内最深を誇る駿河湾を擁し、水源から河口までを市域に含む清流の安倍川、藁科川、興津川も存在するなど、特徴的な自然を保有している。

### 【産業の状況】

本市には、第1次産業から第3次産業までが多彩にバランスよく集積しており、江戸時代の宮大工・蒔絵師など工芸品の職人技術から近代工業の基礎となる多種多様な技術が生まれ、家具、精密機械、金属製品などのものづくりと、清水港を中心とした缶詰、製材、造船、アルミ精錬などの臨海工業とが調和をもって発展してきた。

ものづくり関連では、家具、プラモデルなどの地場産業や、電気機械器具製造業、製造現場に装置等を供給するはん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、清水港で水揚げされる水産物を利用した食料品製造業、臨海部に立地する化学工業などの産業が集積しており、歴史に育まれ、高度な技術を持つ企業が地域に根付いており、経済センサス活動調査（令和3年）における製造品出荷額は約2兆574億円で、県内第1位である。

物流関連では、国道1号バイパス、東名高速道路、新東名高速道路、中部横断自動車道などの広域道路ネットワークと、これらに接続し、国際拠点港湾に指定されている清水港を擁することで、世界に開かれた生産拠点と物流拠点の性格をあわせ持っている。

新産業の創出、育成に関しては、市内には、知識、人材、教育機能などを有する大学や試験研究機関が集積しており、これらと企業等による産学連携による事業が展開されており、令和2年度に立ち上げた「フーズ・ヘルスケアオープンイノベーションプロジェクト」では、食を中心としたヘルスケアの取組や、先端科学技術を活用した付加価値の創出等の視点を取り入れたプロジェクトを推進し、「食を中心とする健康増進社会の実現」と「異分野の融合によるイノベーションの創出」を目指している。

さらに、県庁所在地としての顔を持つ中心市街地には、政治、文化、経済などの中枢管理機能に加え、商業、業務機能も集積している。

また、文化・クリエイティブ産業における「静岡市文化・クリエイティブ産業振興センター（C C C）」や、情報通信・サービス産業におけるN P O法人静岡情報産業協会など、産業の集積を促進しうる施設や団体が、中心市街地に位置していることも本市の特徴の一つである。

地域特性を活かした取組としては、中山間地域や沿岸地域における地域資源を活用した6次産業化の取組や、海岸からわずか2kmほどで水深500mに達する駿河湾という世界的にも珍しい海底勾配が急な地形を持つ湾やその海洋資源、海洋に関連した人材育成機関、造船や機械関連の地元企業の技術の集積を活かした海洋産業クラスター創造事業に取り組んでいる。

また、南アルプスや駿河湾といった自然や、富士山世界文化遺産構成資産「三保松原」、国宝「久能山東照宮」をはじめとする歴史・文化、清水エスパルスなどのホームタウンチームを中心としたスポーツなどの観光資源、中山間地域「オクシズ」や海岸エリア「しづまえ」の特産物を活かした観光・ブランド産業が、本市のまちづくりと深く関わり合いながら発展している。

## 【インフラの状況】

### ・港湾

清水区内には、令和3年のコンテナ取扱個数が約56.2万TEUで、全国8位にランクされる我が国有数の国際拠点港湾である清水港を有している。

コンテナターミナルの拡充・整備や365日24時間の荷役体制など、港湾機能の高度化を図り、コンテナ船の大型化への対応を進め、コンテナ取扱個数を増加し、国際港湾として成長を続けている。

令和2年、新興津地区コンテナターミナルの後背地約7ヘクタールの県有地に、津波発生対策が図られた新たな物流拠点が整備され、清水港の持つ物流機能の更なる強化と高度な物流サービス提供が可能となった。

さらに令和3年には、中部横断自動車道の静岡～山梨間の全線開通など広域道路ネットワークの進化により、関東・甲信地域への輸送の利便性が向上することで、より一層ポテンシャルが高まっている。

また、「冷凍マグロ」の水揚げ量日本一((一社)清水漁港振興会水揚高統計(令和4年度))を誇る清水港は、水産加工産業の集積・発展において重要な役割を担っている他、液化天然ガスの受け入れ基地としてのエネルギー供給拠点など、多様な機能を有している。

さらに、富士山を仰ぐ眺望、三保の松原に囲まれた地形から「日本三大美港」の一つとされている。平成29年には国土交通省から国際クルーズ船の受け入れ拠点に指定されており、清水港客船誘致委員会の積極的な誘致活動により、クルーズ客船の寄港は、大幅に増加している。

また、波が穏やかで、首都圏からのアクセスやメンテナンスの利便性などのメリットから、海洋研究開発機構が保有する地球深部探査船「ちきゅう」の主要な寄港地となっており、海洋探査の玄関口にもなっている。

加えて、清水港周辺の東海旅客鉄道(以下、JR)清水駅東口エリア、日の出エリアが恩田原・片山エリアとともに環境省より「脱炭素先行地域」に選定され、令和3年度には清水港で官民連携による「清水港カーボンニュートラル協議会」が設立されるなど、本市の脱炭素推進の取組の一端を担うことが期待されている。

### ・道路

日本の三大都市圏を結ぶ国道1号バイパス、東名高速道路、新東名高速道路や、令和3年に静岡県と山梨県をつなぐ区間が開通した中部横断自動車道などの主要幹線道路に加え、令和5年には清水港と清水いはらICを接続する主要地方道清水富士宮線が全線開通した。

これら広域道路ネットワークと、清水港との接続によって、首都圏、甲信越地域との人流・物流の拡大やアクセス向上が大いに期待され、特に物流面におけるポテンシャルは高い。

### ・空港

平成21年に開港した静岡空港(愛称:富士山静岡空港)は、静岡市中心部から自動車で約40分とアクセスに優れ、現在、国内線(札幌(新千歳・丘珠)、出雲、福岡、鹿児島、沖縄)、国際線(ソウル、上海、台北、杭州、南昌、寧波)が就航しており、この他にも、チャーター便が就航している。

### ・鉄道

JR静岡駅には、東海道新幹線ひかり号が毎日38本停車し、東京、名古屋までの所要時間は約1時間、大阪へも約2時間と、日本の三大都市圏(商業圏)へのアクセスのよさは抜群である。

また、東静岡地区にJR静岡貨物駅があり、東西の鉄道コンテナ輸送の拠点となっ

ており、長距離輸送における輸送効率の高さや定時性の確保など、鉄道輸送の重要性も高まっている状況にある。

このように、道路・鉄道の充実による広域道路ネットワークの結節点としてさらなる機能強化が進み、重要な物流拠点としての役割を担う清水港、外国からの旅行者や航空貨物の利活用が進む静岡空港の、「陸」・「海」・「空」の連携により物流・人流機能がさらに充実することが見込まれる。

#### 【人口分布】

令和2年国勢調査では、本市の総人口は約69.3万人であり、静岡県の総人口約363.5万人に対して約19%の割合を占めている。区別の人口分布は、葵区約24.9万人(35.9%)、駿河区約21.3万人(30.7%)、清水区約23.1万人(33.3%)と市内に概ね偏りなく分布している。5歳階級別人口では、45歳～49歳と70歳～74歳が、それぞれ1位、2位となっている。

また、国立社会保障・人口問題研究所が平成30年に公表した推計では、令和12年の本市の人口は約64.6万人になるなど、長期的な人口減少は避けられないと想定されている。

## 2 地域経済牽引事業の促進による経済的效果に関する目標

### （1）目指すべき地域の将来像の概略

令和元年度の「しづおかけんの地域経済計算」では市内総生産額は約3.5兆円（県内第1位）で、産業別では製造業とサービス業がそれぞれ全体の約20%と大きな割合を占め、これらに次いで、運輸・通信業、不動産業、卸売・小売業、金融・保険業がそれぞれ約10%を占め、同程度の規模の産業がバランスよく立地しているのが特徴である。

本市産業の強みであるバランスのとれた産業構造の背景として、次のものが挙げられる。

- ・国内最深を誇り、多様な生態系を持つ駿河湾が目の前に広がる「地」の利、造船業や機械・金属加工業、水産食品加工業など、海洋・水産に関する専門的な技術・ノウハウを持つ企業が集積している「技」の利、東海大学海洋学部等の研究機関が持つ「知」の利
- ・プラモデル、茶、桜えび、冷凍マグロなどのブランド力を持ち全国に誇る特産品
- ・江戸期、徳川家が浅間神社の造営に際し、全国各地から優れた技術を持った宮大工、塗り師、指物師などの職人を集積させたことで本市に根付いた多様な伝統工芸技術といった他都市にはない無形資源
- ・食品・ヘルスケア、空調機器、自動車関連電装品、産業用機械・工作機械、プラモデル等のものづくり産業の発展に伴う、これらの産業を支える先端加工技術の蓄積及び対事業所サービス産業の発展
- ・世界文化遺産の構成資産の「三保松原」、「南アルプスユネスコエコパーク」、国宝「久能山東照宮」などの自然資源や歴史的文化資源
- ・充実した高速道路ネットワーク
- ・産学連携に取り組みやすい薬学、農学、理学などライフサイエンス系の大学の学部の立地
- ・サービス産業が集積する高次都市機能を備えた中心市街地
- ・文化・クリエイティブ産業の振興拠点「静岡市文化・クリエイティブ産業振興センター（CCC）」
- ・情報産業の育成強化と産業界の情報化の促進のため、産学官金によって構成されるNPO法人静岡情報産業協会
- ・環境省より「脱炭素先行地域」に選定されたJR清水駅東口エリア、日の出エリア、恩田原・片山エリア
- ・官民連携による「清水港カーボンニュートラル協議会」の設立

本市では、令和5年3月に第4次総合計画で掲げた「世界に輝く静岡」を実現していく施策の一つとして、「第3次静岡市産業振興プラン」を策定しており、その中で令和元年度から令和12年度までの12年間の産業振興の目標を、市民一人当たりの市内総生産額の22%（533万円/人→650万円/人）増加、市内総生産額の12.9%（3兆7,194億円→4兆2,000億円）増加及び働きやすいまちだと思う人の割合の8.8%（41.2%→50.0%）増加として設定している。

目標を達成するため、次に掲げる「目指す将来像」、「基本方針」及び「重点的取組」により、競争による企業の新たな挑戦を通じたイノベーションの創出、人材の成長や新たな人材の流入の促進、地域としての魅力向上・求心力強化を図っていく。

「目指す将来像」

共創による新たな挑戦を通じ、豊かに経済成長を続けるまち

「基本方針」

①共創によるイノベーション創出の推進

- ②企業の競争力や成長力の強化
  - ③本市産業を支える人材の育成・確保
  - ④選ばれる「地域」を目指した本市プレゼンスの最大化
- 「重点的取組」
- ①戦略産業の振興
  - ②社会課題の解決に向けた横断的取組

(2) 経済的效果の目標

- ・1件あたりの平均5,500万円の付加価値額を創出する地域経済牽引事業を40件創出し、これらの地域経済牽引事業が、促進区域で1.35倍の波及効果を与え、促進区域で29.7億円の付加価値額を創出することを目指す。

【経済的效果の目標】

	現状	計画終了後	増加率
地域経済牽引事業による付加価値額	9,621百万円	12,591百万円	31%

(算定根拠)

地域経済牽引事業による付加価値創出額＝  
 地域経済牽引事業の平均付加価値額（百万円）×  
 地域経済牽引事業の新規事業件数（件）×地域経済牽引事業の域内への波及効果  
 2,970百万円＝55百万円×40件×1.35倍

- ・付加価値額の5,500万円については、経済センサスー活動調査（令和3年）における静岡県の1事業所当たりの平均付加価値額（5,411万円）を上回る設定とした。
- ・新規事業件数の40件については、平成30年度～令和4年度の承認件数より設定。（40件/5年間）
- ・波及効果については、最新の平成27年静岡市産業連関表における全産業の平均波及効果1.35倍とした。

### 3 地域経済牽引事業として求められる事業内容に関する事項

本計画において、地域経済牽引事業とは以下の（1）～（3）の要件を全て満たす事業をいう。

#### （1）地域の特性の活用

「5 地域経済牽引事業の促進に当たって生かすべき自然的、経済的又は社会的な観点からみた地域の特性に関する事項」において記載する地域の特性の活用戦略に沿った事業であること

#### （2）高い付加価値の創出

事業計画期間を通じた地域経済牽引事業による付加価値増加分が5,411万円（静岡県の1事業所あたり平均付加価値額（経済センサス活動調査（令和3年））を上回ること

#### （3）地域の事業者に対する相当の経済的效果

事業計画期間を通じた地域経済牽引事業の実施により、促進区域内において、以下のいずれかの効果が見込まれること

- ①促進区域に所在する事業者の売上が開始前年度比で8%以上増加すること
- ②地域経済牽引事業を実施する事業者の雇用者数が、開始前年度比で2%以上増加すること
- ③地域経済牽引事業を実施する事業者の雇用者給与等支給額が開始前年度比で10%以上増加すること

なお、指標については、地域経済牽引事業計画の計画期間が5年の場合を想定しており、計画期間が短い場合は、計画期間で按分した値とする。

#### （算定根拠）

- ・①の8%の増加率については、本市の平成27年～令和元年の経済活動別総生産額の増加率7.9%を超える増加率として設定とした。
- ・②の2%の増加率については、本市の平成27年～令和2年の国勢調査就業状態基本集計での増加率は0.9%であるものの、成長分野の従業員数については増加することを見込み2%以上の増加とする設定とした。
- ・③の10%の増加率については、本市の平成27年～令和元年の「しづおかけんの地域経済計算」の雇用者報酬増加率10%を維持する設定とした。

#### 4 促進区域の区域内において特に重点的に地域経済牽引事業の促進を図るべき区域（重点促進区域）を定める場合にあっては、その区域

##### （1）重点促進区域

本計画における重点促進区域は、以下の大字及び字の区域とする。

なお、各重点促進区域には、自然公園法に規定する国立・国定公園区域、静岡県立自然公園条例に規定する静岡県立自然公園、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に規定する鳥獣保護区、環境省が自然環境保全基礎調査で選定した特定植物群落、生物多様性の観点から重要度の高い湿地、自然再生事業の実施地域は、存在しない。

また、本計画において定める重点促進区域は、市街化調整区域となっているが、促進区域内においては、企業の求める条件を満たした土地が不足しており、市街化調整区域での産業系の土地利用を検討せざるを得ない状況にある。

その理由の一つとして、本市特有の地理的特性が挙げられる。本市では、市域面積141,193haのうち、大部分が南アルプスを含む山間地であり、平野部が少なく、住居や産業に利用されている宅地の割合は、全体の1割にも満たない。

さらに、市街化区域内の工業系の用途地域においては、すでに産業系の土地利用が進み、新たに土地を確保することが困難な状況である。また、住宅の土地利用が進展し、特に準工業地域では、住居系の土地利用の面積が産業系の土地利用の面積を上回り、住工混在が進展している。これにより、企業の求めるまとまった面積の土地が確保しにくく、企業にとっての良好な操業環境の確保も困難な状況にある。

その他の工業地域や工業専用地域については、すでに産業系の土地利用が進んでおり、新たに土地を確保することが困難な状況である。

市内全域における既存工業団地の状況については、本市では、企業の協同組合や民間の土地区画整理組合が事業主体となって造成した工業団地が10か所、静岡県企業局が造成した工業団地が1か所、静岡市土地開発公社が造成した工業団地が1か所あるが、企業の求める土地の条件を満たす空き区画はない。

なお、本市が所有する遊休地についても企業の求める条件を満たした土地は存在しない。

上記のことから、重点促進区域に定める区域として、市街化区域に隣接又は近隣の場所に位置し、高速自動車国道や国道1号バイパスのインターチェンジの近傍であるなど交通の利便性も高く、企業の求める面積や用地条件を備えた土地について、重点促進区域に定めるものである。

##### 【重点促進区域1：地図上の位置】

静岡市駿河区丸子赤目ヶ谷

（概況及び公共施設等の整備状況）

本区域の概ねの面積は、6.0haである。

本区域は、地域の特性としての大型物流施設を中心とした物流業の集積、金属精密加工などの業種を中心とした中小企業が集積する静岡機械金属工業団地が立地する丸子地区に位置している。また、国道1号バイパスの沿道に位置し、東名高速道路静岡インターチェンジまで約8.0km、新東名高速道路新静岡インターチェンジまで約15.0km、新東名高速道路藤枝岡部インターチェンジまで約7.0kmと交通の利便性が高い場所である。

また、採石場の跡地利用として、産業系の土地利用を見込むことができ、本区域において地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため、重点促進区域に設定する。本区域は農業振興地域の整備に関する法律に基づく農用地区域を含んでいない。また、市街化区域と市街化調整区域が混在しているが、土地利用の調整は行わないことから、「9地域経済牽引事業の促進を図るために土地利用の調整を行う場合にあっては、その基本的

な事項」には該当する記載事項はない。

(関連計画における記載等)

第4次静岡市総合計画における記載：

「7 商工・物流」分野における重点的な取組の政策1において、経済成長の原動力となるイノベーションの創出を推進するため、市内企業の留置や市外からの企業誘致による企業立地を積極的に推進していくとしている。

静岡市第2期総合戦略における記載：

人口活力の維持及び持続可能なまちの実現に向けた戦略の柱「④稼ぐことができる「しごと」をつくる」のうち、「ア 次代を担う本市を代表する産業の成長支援」において、市外からの企業の進出や、市内企業の事業拡大に必要となる企業立地用地を、高速道路インターチェンジ周辺などに確保するとしている。

静岡市都市計画マスターplanにおける記載：

本区域が隣接する国道1号バイパスは、産業軸として沿道における周辺環境に応じた産業立地の可能性も考慮し、整備を推進するとしており、本区域は産業系の土地利用を検討する場所として位置付けられている。

#### 【重点促進区域2：地図上の位置】

静岡市葵区赤松

(概況及び公共施設等の整備状況)

本区域の面積は、2.0haである。

本区域の特性として、新東名高速道路新静岡インターチェンジまで5km、国道1号バイパス千代田上土インターチェンジまで2kmと、交通の利便性が非常に高い場所に位置しており、南東2kmほどには静岡市中央卸売市場及び静岡流通センターが位置しており、卸売業や物流業を中心とした企業が集積した地域に近接する利便性の高い区域である。

また、本区域の全体が市街化調整区域に位置し、大半（約1.7ha）が農業振興地域の整備に関する法律に基づく農用地区域となるが、土地利用の調整は行わないことから、「9地域経済牽引事業の促進を図るための土地利用の調整を行う場合にあっては、その基本的な事項」には該当する記載事項はない。

(関連計画における記載等)

第4次静岡市総合計画における記載：

「7 商工・物流」分野における重点的な取組の政策1において、経済成長の原動力となるイノベーションの創出を推進するため、市内企業の留置や市外からの企業誘致による企業立地を積極的に推進していくとしている。

静岡市第2期総合戦略における記載：

人口活力の維持及び持続可能なまちの実現に向けた戦略の柱「④稼ぐことができる「しごと」をつくる」のうち、「ア 次代を担う本市を代表する産業の成長支援」において、市外からの企業の進出や、市内企業の事業拡大に必要となる企業立地用地を、高速道路インターチェンジ周辺などに確保するとしている。

静岡市都市計画マスターplanにおける記載：

本区域が隣接する国道1号バイパスは、産業軸として沿道における周辺環境に応じた産業立地の可能性も考慮し、整備を推進するとしており、本区域は産業系の土地利用を検討する場所として位置付けられている。

静岡市農業振興地域整備計画における記載：

同計画において、今後の農業上の土地利用にあたっては、「本市の総合計画に則しつつ、非農業的土地区画整理事業との調整を図りながら、土地改良等により整備された農用地をはじめと

する優良農地を確保・保全・集約する」こととするとしている。

本区域は同計画において「都市近郊地区（B地区）」に位置付けられ、本区域を含む葵区の麻機地区では、今後も区画整理や園内道整備等の農業生産基盤整備事業により生産性の向上を図りながら、優良農地を保全し、生産維持に努めるとしているほか、都市近郊の農業地帯については、都市的土地区画整理事業との調整を図りつつ、地域計画の策定を通じた話し合いや農地中間管理事業等の活用により農用地の維持・保全を推進するとしている。

また、平坦部で水稻の栽培に適していることから、令和7年3月に策定された農業経営基盤強化促進法第19条第1項に規定する「地域計画」の実現に向けて農地中間管理事業等の活用による賃借等を進め、担い手等への集積・集約を図るとともに、農作業の共同化、農業機械の共同利用により農用地の高度利用化を図るとしている。

なお、今後土地利用の調整を行うにあたっては、「地域計画」の目標達成に支障が生じることのないよう配慮する。

#### 【重点促進区域3：地図上の位置】

静岡市葵区小瀬戸

##### (概況及び公共施設等の整備状況)

本区域の概ねの面積は、2.9haである。

本区域の特性として、新東名高速道路静岡サービスエリアスマートインターチェンジまで約2km、国道1号バイパス牧ヶ谷インターチェンジまで約6kmと、交通の利便性が非常に高い場所に位置している。加えて、本市が実施した土地利用意向調査の結果から産業系土地利用への転換による開発可能性が高い地域であると判明したため、重点促進区域に設定する。

また、本区域の全体が市街化調整区域に位置し、およそ1.7haが農業振興地域の整備に関する法律に基づく農用地区域であるが、現時点では土地利用の調整は行わないことから、「9 地域経済牽引事業の促進を図るための土地利用の調整を行う場合にあっては、その基本的な事項」には該当する記載事項はない。

##### (関連計画における記載等)

第4次静岡市総合計画における記載：

「7 商工・物流」分野における重点的な取組の政策1において、経済成長の原動力となるイノベーションの創出を推進するため、市内企業の留置や市外からの企業誘致による企業立地を積極的に推進していくとしている。

静岡市第2期総合戦略における記載：

人口活力の維持及び持続可能なまちの実現に向けた戦略の柱「④稼ぐことができる「しごと」をつくる」のうち、「ア 次代を担う本市を代表する産業の成長支援」において、市外からの企業の進出や、市内企業の事業拡大に必要となる企業立地用地を、高速道路インターチェンジ周辺などに確保するとしている。

静岡市都市計画マスターplanにおける記載：

本区域周辺の新東名高速道路静岡スマートインターチェンジは、次期計画にて産業検討拠点としての位置付けを予定しており、周辺環境に応じた産業の導入を検討するとしている。

静岡市都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針における記載：

本区域周辺の新東名高速道路静岡スマートインターチェンジ等、新東名高速道路インターチェンジ周辺などでは、需要に応じた適切な工業系及び流通・業務系施設の立地を進めると、市街化調整区域の地区計画制度等の活用により、周辺環境に配慮した計画的な土地利用の誘導を図るとしている。

静岡市農業振興地域整備計画における記載：

同計画において、今後の農業上の土地利用にあたっては、「本市の総合計画等に則しつつ、非農業的土地需要との調整を図りながら、土地改良事業等により整備された農用地をはじめとする優良農用地を確保・保全・集約することとする。」としている。

本区域は同計画において「中部山沿地区（C地区）」に位置付けられ、本区域を含む葵区の小瀬戸地区では、経営合理化により生産性の向上が図られており、今後、小規模なほ場整備を進めるとともに、農業機械導入による効率化を積極的に図るとしているほか、令和7年3月に策定された農業経営基盤強化促進法第19条第1項に規定する「地域計画」の実現に向けて農地中間管理事業等の活用による担い手への農地の集積・集約化を図りつつ、本市の樹園地農業の中心地帯として振興するため、農用地として有効利用を推進するとしている。

なお、今後土地利用の調整を行うにあたっては、「地域計画」の目標達成に支障が生じることのないよう配慮する。

#### 【重点促進区域4：地図上の位置】

静岡市清水区草ヶ谷

##### （概況及び公共施設等の整備状況）

本区域の概ねの面積は、1.3haである。

本区域の特性として、東名高速道路清水インターチェンジまで約2km、新東名清水いはらインターチェンジまで約3km、国道1号バイパスまで2kmと、交通の利便性が非常に高い場所に位置している。加えて、本市が実施した土地利用意向調査の結果から産業系土地利用への転換による開発可能性が高い地域であると判明したため、重点促進区域に設定する。

また、本区域の全体が市街化調整区域に位置し、およそ1.2haが農地法に基づく第二種農地となるが、現時点で土地利用の調整は行わないことから、「9 地域経済牽引事業の促進を図るための土地利用の調整を行う場合にあつては、その基本的な事項」には該当する記載事項はない。

##### （関連計画における記載等）

###### 第4次静岡市総合計画における記載：

「7 商工・物流」分野における重点的な取組の政策1において、経済成長の原動力となるイノベーションの創出を推進するため、市内企業の留置や市外からの企業誘致による企業立地を積極的に推進していくとしている。

###### 静岡市第2期総合戦略における記載：

人口活力の維持及び持続可能なまちの実現に向けた戦略の柱「④稼ぐことができる「しごと」をつくる」のうち、「ア 次代を担う本市を代表する産業の成長支援」において、市外からの企業の進出や、市内企業の事業拡大に必要となる企業立地用地を、高速道路インターチェンジ周辺などに確保するとしている。

###### 静岡市都市計画マスタープランにおける記載：

本区域周辺の産業検討拠点清水いはらインターチェンジ、新清水インターチェンジ周辺は、既存の農業との調和を踏まえ、インターチェンジ周辺のポテンシャルを活かし、工業・物流機能の可能性を検討するとしている。

###### 静岡市都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針における記載：

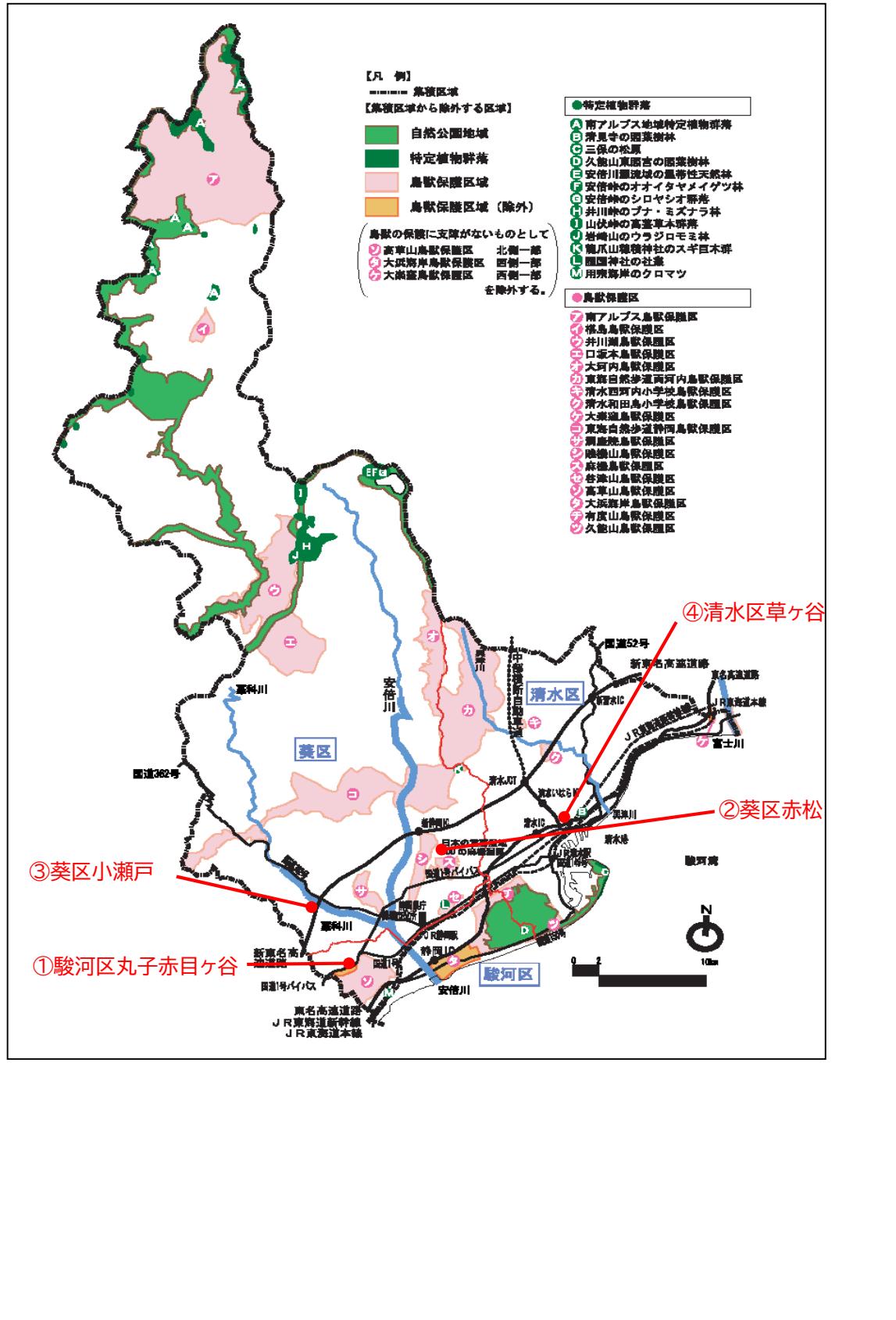
本区域周辺の清水いはらインターチェンジ、新清水インターチェンジ等、新東名高速道路インターチェンジ周辺などでは、需要に応じた適切な工業系及び流通・業務系施設の立地を進めるため、市街化調整区域の地区計画制度等の活用により、周辺環境に配慮した計画的な土地利用の誘導を図るとしている。

静岡市農業振興地域整備計画における記載：

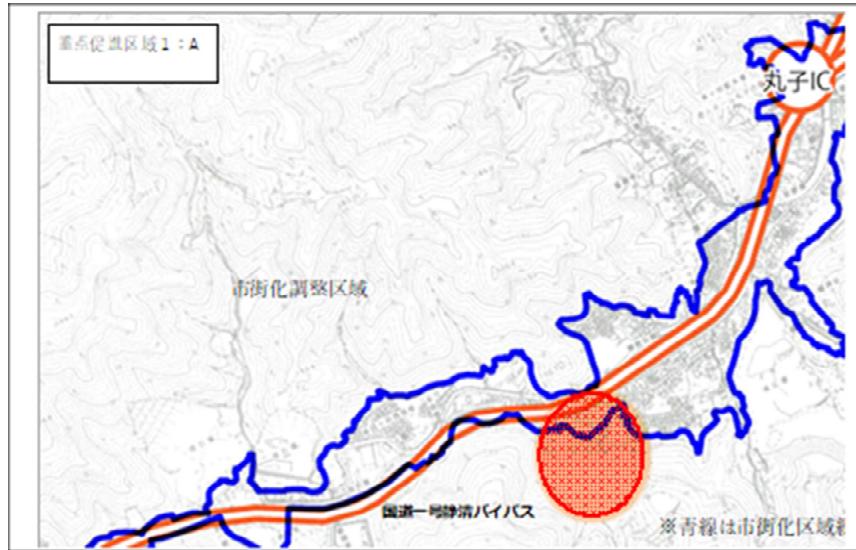
同計画において、今後の農業上の土地利用にあたっては、「本市の総合計画等に則しつつ、非農業的土地需要との調整を図りながら、土地改良事業等により整備された農用地をはじめとする優良農用地を確保・保全・集約することとする。」としている。

本区域は同計画において「中部山沿地区（C 地区）」に位置付けられ、本区域を含む清水区の草ヶ谷地区では、土地改良事業等が積極的に進められ、本市の中核的な樹園地農業地帯となっている。今後も、引き続き土地改良事業等を進め、自走式茶園管理機構等の農業機械の導入による効率化を積極的に図る。このようなことから、令和 7 年 3 月に策定された農業経営基盤強化促進法第 19 条第 1 項に規定する「地域計画」の実現に向けて農地中間管理事業等の活用による担い手への農地の集積・集約化を図りつつ、本市の樹園地農業の中心地帯として振興するため、農用地として有効利用を推進するとしている。

### (地図)



【重点促進区域 1】



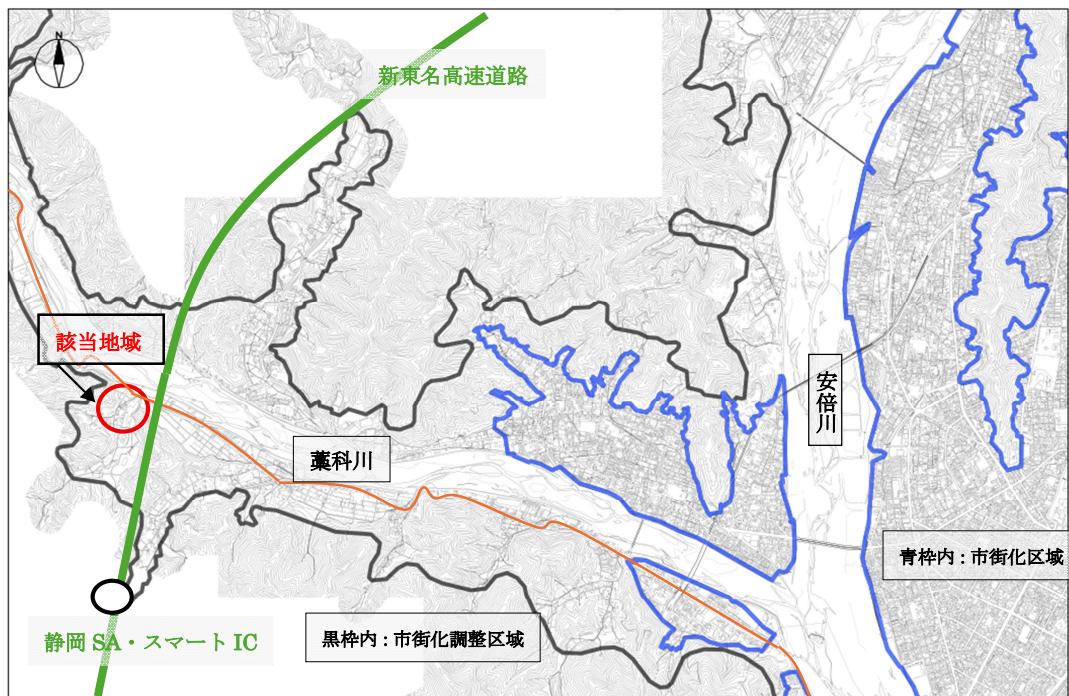
【重点促進区域 2 : 広域図】



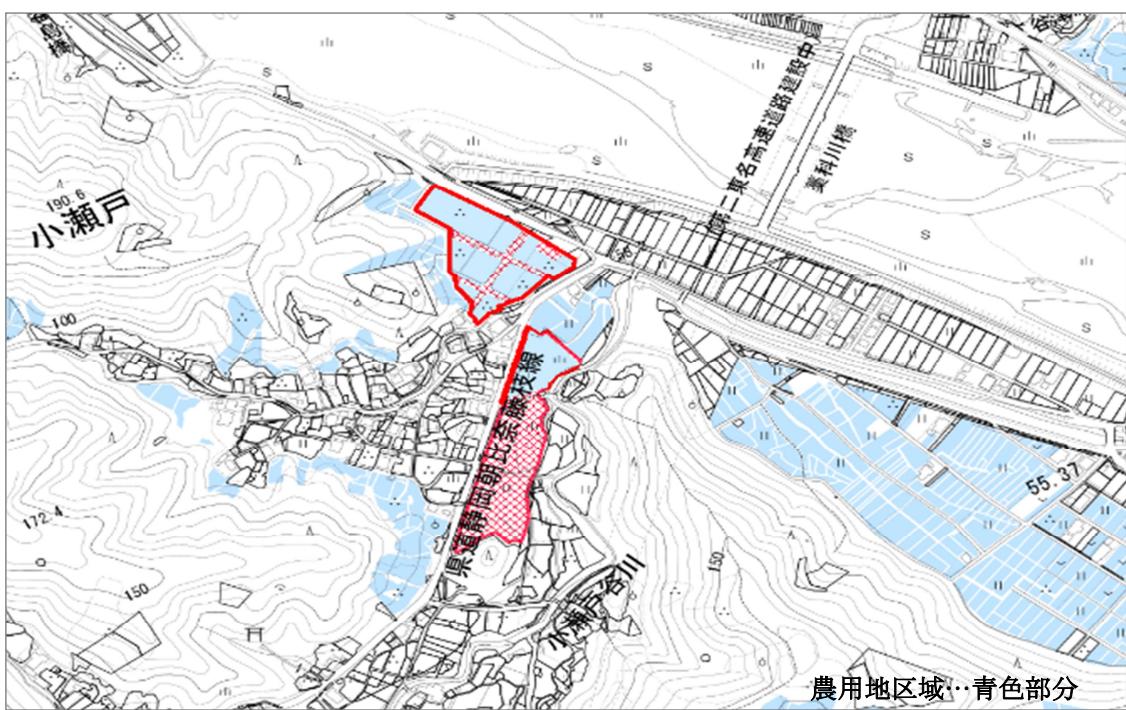
【重点促進区域 2 : 詳細図】



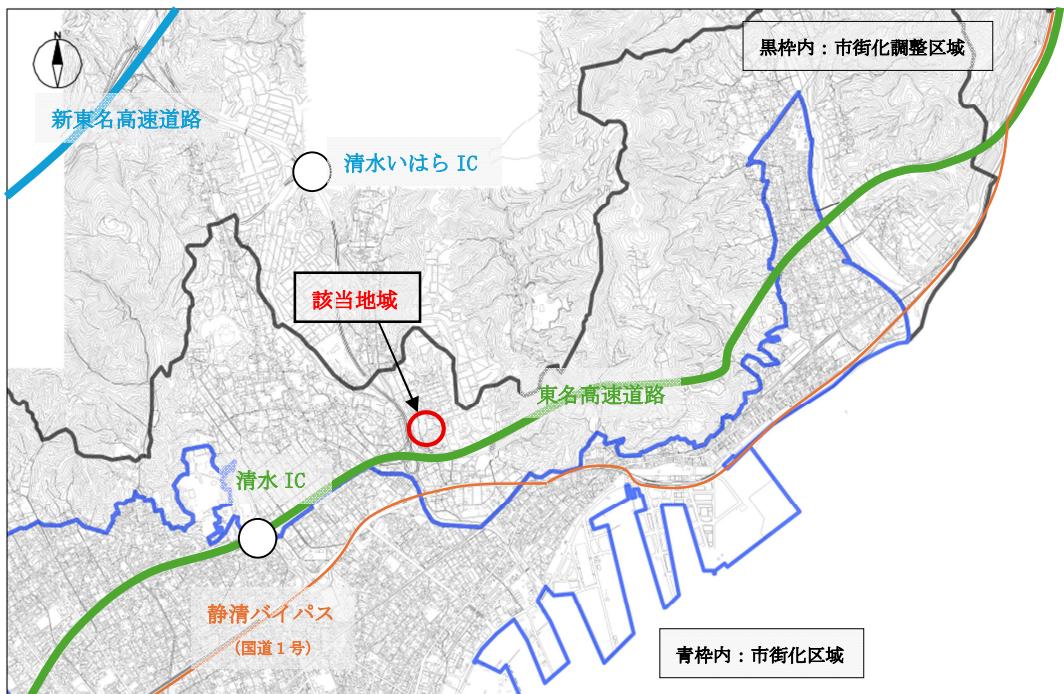
【重点促進区域3：広域図】



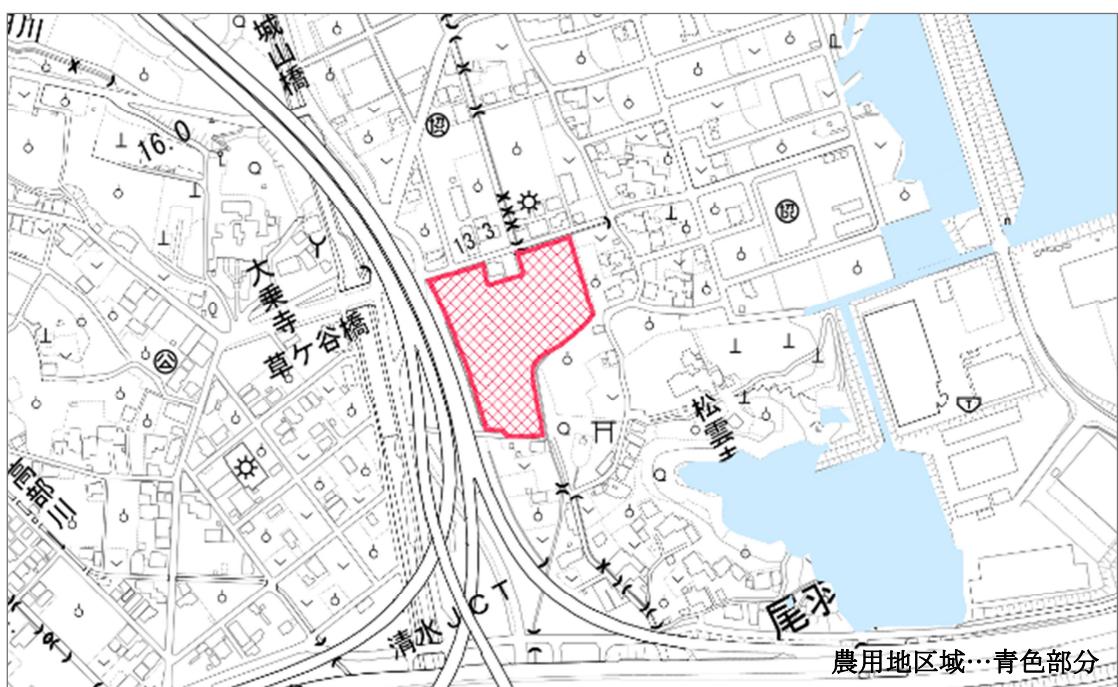
【重点促進区域3：詳細図】



【重点促進区域4：広域図】



【重点促進区域4：詳細図】



## （2）区域設定の理由

### 【重点促進区域 1】

本区域は、平成 27、28 年度に、市内全域を対象にした企業立地用地の開発可能性調査で抽出した用地である。令和 3 年度に市内外の企業向けに実施した企業立地ニーズ調査において、本区域への立地に関心があると回答した企業は、業種として製造業の企業が 90%、物流業の企業が 10% となっており、敷地面積としては 3,000 m<sup>2</sup>～6,000 m<sup>2</sup>未満を希望する企業が 80% を占めている。

当該用地は、地域の特性である物流業や精密金属加工の業種の中小企業が集積している地域の近隣に位置し、上記の製造又は物流の関連産業をはじめとする、新たな産業の用地として十分な面積を備えている。

また、採石場跡地のため平場かつ強固な地盤有しているほか、高速道路へのアクセスも良いことから、産業用地に適した区域である。加えて、地権者の土地利用についても同意が得られていることから、本区域を重点促進区域に設定する。

### 【重点促進区域 2】

本区域は、新東名高速道路新静岡インターチェンジまで 5 km、国道 1 号バイパス千代田上土インターチェンジまで 2 km と、交通インフラが充実した場所である。

加えて、2 km ほど東には静岡市中央卸売市場及び静岡流通センターが位置し、卸売業や物流業を中心とした企業が集積した地域に近接しており、利便性の高い地域である。

本市において、このような産業系の土地利用に適した土地で、平場の一団の土地は非常に少ないため、本区域は、新たな産業の用地として重点的に支援を行うべき区域であることから、本区域を重点促進区域に設定する。

### 【重点促進区域 3】

本区域は、新東名高速道路静岡サービスエリアスマートインターチェンジまで約 2 km、国道 1 号バイパス牧ヶ谷インターチェンジまで約 6 km と、交通インフラが充実した場所である。

加えて、本市が実施した土地利用意向調査の結果から産業系土地利用への転換による開発可能性が高い地域である。

本市において、このような産業系土地利用に適した土地で、地権者の同意が得られる平場の一団の土地は非常に少ないため、本区域は、新たな産業の用地として重点的に支援を行うべき区域であることから、重点促進区域に設定する。

なお、区域設定にあたっては、市街化区域内に条件を満たす同規模の代替地は存在せず、市街化調整区域で検討する必要がある。その中で、農用地区域外を優先的に検討したが、現状同規模の代替地は存在しない。

### 【重点促進区域 4】

本区域は、東名高速道路清水インターチェンジまで約 2 km、新東名清水いはらインターチェンジまで約 3 km、国道 1 号バイパスまで 2 km と、交通インフラが充実した場所である。

加えて、本市が実施した土地利用意向調査の結果から産業系土地利用への転換による開発可能性が高い地域である。

本市において、このような産業系の土地利用に適した土地で、地権者の同意が得られる平場の一団の土地は非常に少ないため、本区域は、新たな産業の用地として重点的に支援を行うべき区域であることから、重点促進区域に設定する。

（3）重点促進区域に存する市町村が指定しようとする工場立地特例対象区域  
なし

## 5 地域経済牽引事業の促進に当たって生かすべき自然的、経済的又は社会的な観点からみた地域の特性に関する事項

### (1) 地域の特性及びその活用戦略

- ① 海洋関連産業の集積を活用した海洋分野
- ② 食品・化粧品・医薬品・医療機器関連産業の集積を活用した食品・ヘルスケア関連分野
- ③ 産業用機械、工作機械、空調機器、自動車関連電装品、プラモデル関連産業、家具・木工関連地場産業等の多様なサプライチェーンの集積を活用した成長ものづくり分野
- ④ 機械・金属・プラスチック等の精密・特殊加工技術を活用した先端加工分野
- ⑤ 清水港、東名高速道路・新東名高速道路・中部横断自動車道等の交通インフラを活用した清水港・ロジスティクス分野
- ⑥ 自然、温泉、地域に根差した歴史・文化・スポーツなどの、多様な観光資源、特産物を活用した観光ブランド分野
- ⑦ クリエーターの育成・集積を活用した文化・クリエイティブ分野
- ⑧ 情報サービス、学術研究、専門・技術サービス関連産業の集積を活用した情報通信・専門サービス関連分野
- ⑨ グリーン産業の創出促進による新事業・新産業を活用した環境リサイクル分野

### (2) 選定の理由

#### ① 海洋関連産業の集積を活用した海洋分野

本市には、国内最深を誇り、多様な生態系を持つ駿河湾が目の前に広がる「地」の利、造船業や機械・金属加工業、水産食品加工業など、海洋・水産に関する専門的な技術・ノウハウを持つ企業が集積している「技」の利、そして東海大学海洋学部等の研究機関が持つ「知」の利がある。

具体的には「技」の利として、清水港の発展を担ってきた造船産業に関しては、平成31年度の大型漁船建造総トン数10,745tのうちの25.6%、2,752tを静岡県が占め、全国1位となっている（出典：「漁船建造許可一覧表（水産庁）」）。その中心的存在として、大型漁船の国内シェア約7割のトップメーカーが清水区に立地しており、造船会社のほか、船舶用センサーの世界シェア50%、国内シェア90%を誇るメーカー、自動イカ釣り機の国内シェアトップを誇ったメーカー、海洋工事・潜水作業を担う企業などが清水港周辺に集積している。

また、水産食品加工業に関しては、清水港が冷凍マグロの水揚げ量日本一を誇り、令和3年における全国のマグロ類缶詰の生産量21,582.8tのうちの97%、21,034.2tを静岡県が占めており（出典：「罐詰時報」公益社団法人日本缶詰びん詰レトルト食品協会）、ツナ缶の国内トップメーカーをはじめ、水産加工、缶詰メーカーなどが清水区内に集積している。

平成28年には、静岡市、静岡県、静岡商工会議所、静岡県中小企業団体中央会、東海大学、静岡大学、静岡県立大学の地元機関に加え、海洋に関する専門機関である一般社団法人海洋産業研究・振興協会、国立研究開発法人水産研究・教育機構、国立研究開発法人海洋研究開発機構の参画により「静岡市海洋産業クラスター協議会」を設立した。海洋新事業の創出を目指し、地域を越えた連携体制の創出が進んでいる。

豊かな海洋資源を有する本市の立地を活かした産業の育成を目指しており、三保サーモン陸上養殖事業などの新規事業化がなされているほか、水中ドローンの産業活用や桜えび漁業支援システムの開発等、駿河湾をフィールドとした産学連携による実証研究が進んでいる。

このような動きを踏まえ、本地域に集積する海洋関連産業の更なる促進のため、産

産・产学のマッチング支援などを通じ、本市独自の海洋資源を活かした新事業創出の推進、海洋研究の誘致に取り組んでいく。

② 食品・化粧品・医薬品・医療機器関連産業の集積を活用した食品・ヘルスケア関連分野

本地域における食料品製造業は、経済センサス活動調査（令和3年）上の事業所数が175で製造業の中で1位、製造品出荷額、従業者数は電気機械器具製造業に次ぐ2位となっている。市内には水産加工品・缶詰製造業や、健康食品、惣菜・弁当、介護食、カット野菜など多様な食料品製造業の事業所が集積している。全国と比較しても、同調査において、事業所数の特化係数1.09、製造品出荷額の特化係数1.04と高い数値を示している。

また、令和2年度から、食を中心とする健康増進社会の実現と異分野のイノベーション創出を目指した「フーズ・ヘルスケアオープンイノベーションプロジェクト」が始まり、新商品を開発しようとする事業者に対する産学官連携による支援や海外食品見本市への出展支援などを行うことで、事業者の商品開発や海外を含めた販路拡大、農業事業者に対する6次産業化に向けた新規事業への取組を推進している。

化粧品・医薬品については、経済センサス活動調査（令和3年）では製造品出荷額は市内第3位の1,808億円以上の化学工業に属し、市内に化粧品メーカーや薬品の原料・中間財を供給するメーカーが立地している。

また、静岡市内には食品・化粧品・医薬品等の検査・分析機関が立地し、研究開発に取り組みやすい環境が整い、容器や包装・パッケージを製造する企業も多数立地している。

医療機器については、清水区に国内シェア40%を誇り、30カ国に輸出する鍼灸針のトップメーカーや、クリティカルケア製品のメーカー、葵区に、医療用・滅菌包材のメーカー、駿河区に障害者向けの義肢装具のオーダーメード製造を手掛ける事業所が立地し、特色ある事業を展開している。

また、新たに医療機器製造に参入しようとする市内企業を中心とした共同受注体「S Pメディカルクラスター（静岡医療機器要素部品生産技術団体）」も立ち上がっており、各社の持つ精密加工技術・ノウハウを活用し、低コストで高品質な生産技術の確立を目指している。今後、大手医療機器メーカー等からの受注拡大、技術力向上を進めたうえで、共同工場建設なども視野に入れた動きもあり、行政としても具体的な事業化を目指し支援している。

第3次静岡市産業振興プランにおいて、食品・ヘルスケア産業を、今後本地域の経済を牽引する本市の戦略産業に位置づけており、商品開発や生産技術力向上・販路開拓の支援を強化するほか、企業立地促進助成制度において、用地取得や設備投資に対する補助の補助率を上乗せすることで、重点的な支援を実施している。

③ 産業用機械、工作機械、空調機器、自動車関連電装品、プラモデル関連産業、家具・木工関連地場産業等の多様なサプライチェーンの集積を活用した成長ものづくり分野

本地域の産業の大きな特色として、多様な技術力を活かした大手事業所の強固なサプライチェーンが築かれている。

空調機器については、駿河区に大手電機メーカーの家庭用エアコンの工場とサプライヤー36社からなる協同組合（うち14社が市内企業）、清水区には業務用エアコンの工場とサプライヤー52社からなる協同組合（うち23社が市内企業）がある。

また、自動車関連電装品については、清水区に自動車ヘッドランプの大手メーカーの工場及び研究所と、サプライヤー77社からなる協同組合（うち36社が市内企業）があり、協同組合による共同保管事業、共同配送事業、組合員の受注確保対策事業な

どが展開されている。

空調機器及び自動車関連電装品については、特に、サプライヤーから親会社に対する受注業務の改善提案、新商品開発、新技術の提案等が組織的に行われており、受注確保、親会社との連携強化が図られている。

経済センサス活動調査（令和3年）では、上記、空調機器、自動車関連電装品を含む、電気機械器具製造業の従業者数が10,037人、製造品出荷額が8,495億円となっており、それぞれ製造業全体における割合が20.9%、41.3%を占め、本地域の経済を牽引する最大の産業となっている。全国と比較しても、同調査において従業者数の特化係数2.18と高い数値を示している。

産業用機械・工作機械については、清水区に自動車業界をはじめとする家電・半導体・食品・医薬品等各種製造現場で多数の採用実績を誇る小型産業用ロボットのメーカー、精密切削加工が可能な自動旋盤機などの工作機械メーカー、駿河区には、自動車・食品飲料・医薬医療品などの分野の工場自動化（FA）のための多様な専用機械を製作するメーカーが立地しており、メーカーを頂点とした部品供給体制が確立されている。

経済センサス活動調査（令和3年）では、産業用機械や工作機械に関連する、はん用機械器具製造業・生産用機械器具製造業・業務用機械器具製造業が、平成28年度から令和3年度にかけて製造品出荷額が30.1%増加し、大きく成長している分野である。

本分野のメーカーは、地元で調達し、域外に販売するビジネスモデルを持つ「地域中核企業」が多いのが特徴で、この産業の集積は本地域最大の強みであり、今後更なる設備投資や事業拡大が見込まれる分野であることから、支援を強化していく必要がある。

プラモデルについては、経済センサス活動調査（令和3年）では、全国の事業所数39に対して、県内事業所が18、うち本市内が13と圧倒的な集積を誇り、本地域内で国内出荷額の約80%を生産している本地域を象徴する産業である。

平成23年に、地元のプラモデルメーカー6社で、JR静岡駅前に、メーカー各社の最新模型の展示や模型作り教室やミニ四駆の大会などのイベントも開催される、ホビーの情報発信拠点とともに模型ファンの交流拠点の機能を併せ持つ「静岡ホビースクエア」を設置しており、昭和30年に設立された静岡模型教材協同組合では、毎年5月に、国内外のバイヤーが注目する国内最大規模の模型関連商品の展示会「静岡ホビーショー」を開催するなど、「模型の世界首都・静岡」をPRする活動を長年にわたり充実させている。

また、令和2年には、まちの賑わいや地域への愛着を育み「プラモデルのまち」を体感できる地方創生プロジェクト「静岡市プラモデル化計画」を打ち出し、街の中にあるものを「組み立て前」のパーツに分解し、プラモデルの特徴であるランナーにはめ込んだ「プラモニュメント」をまち中に設置していく取組をはじめ、行政、業界に留まらず、まち全体が一体となってプラモデルの魅力を活用したまちづくりを推進している。

家具・木工関連地場産業について、本地域は、国内家具の五大産地の一つ（旭川（北海道）・高山（岐阜）・大川（福岡）・府中（広島））で、静岡県家具工業組合加盟42社中30社が市内メーカーであり、家具・木製品関連の事業所が集積している。

経済センサス活動調査（令和3年）及び「データでみる静岡県の地場産業（令和5年3月）」では、木材に関する産業の中でも特に、家具、仏壇、木工機械、籬具・籬人形については、産業の集積が顕著で、製造品出荷額における静岡県の全国シェアは、家具が5.6%（5位）、仏壇が8.2%（4位）、木工機械は27.6%（2位）、籬具・籬人形は16.4%（2位）を誇っている。また、経済センサス活動調査（令和3年）において、静岡県の家具・装備品製造業の製造品出荷額約877億円のうち、本地域で

は、その 20%を超える約 180 億円を占めている。

さらに、本地域は静岡県の郷土工芸品 21 品目のうち 10 品目を有し、木製品に関連した伝統工芸品の生産が盛んな地域である。本地域ならではの材料「竹の丸ひご」等の使用や、極めて高度な産地内分業制度による製造工程、漆器の塗りにおける「変塗り」と呼ばれる特許を取得した塗りの技法などの特色により、経済産業省指定の伝統的工芸品として、「駿河竹千筋細工」、「駿河籬具」、「駿河籬人形」の 3 品目、静岡県指定の郷土工芸品として、「駿河竹千筋細工」、「駿河指物」、「井川メンパ」、「駿河漆器」、「駿河蒔絵」、「駿河塗下駄」、「静岡挽物」、「駿河張下駄」、「駿河和染」、「賤機焼」が指定を受けている。本地域では、こうした江戸時代から続く技術を引き継ぐ伝統産業が多数併存することで、非常に高い地場産業都市を形成している。

このような本地域内の多様なサプライチェーンを築く産業を更に強固なものにするため、官民一体となった製品の地産地消拡大や、大手製造事業者の生産活動の一翼を担う中小事業所の「技術力」、「人材力」の支援を強化しており、成長ものづくり分野として、地域全体としてのマザーハンズ機能の強化・集積を推進している。

#### ④ 機械・金属・プラスチック等の精密・特殊加工技術を活用した先端加工分野

本地域には、前述の食品・ヘルスケア、空調機器、自動車関連電装品、産業用機械・工作機械、プラモデル等多様な産業がバランスよく展開され、これら産業を支える多様なものづくりの技術が地元の中小企業に根付いている。

こうした本地域特有のサプライチェーンが発展・高度化を遂げてきた過程で、様々な技術が地域の企業に蓄積されてきており、金型製作、鋳造、プラスチック成型加工、動力伝達、金属プレス、位置決め、切削加工、熱処理、溶接などの先端加工分野において、ミクロン単位での超精密加工や温度管理を徹底した高精度精密研磨などのものづくり基盤技術におけるオンリーワン、ナンバーワン技術を活用し、医療機器、航空機、半導体分野への取引を行う中小企業が、本地域内に約 50 社立地している。

規模は大きくないが、地域内からだけでなく、多様な分野にわたって域外からの受注も多く、基盤産業や先端産業を支える加工技術を持った企業の集積が本地域の強みとなっており、地域未来牽引企業においても、本地域からは、電動アクチュエータ、アルミ構造材加工、精密切削加工技術、鍛造・熱処理技術、精密板金加工、プラスチック製品などの分野の企業が選出されており、多彩な技術で国内のものづくりを支えている。

また、こうした企業群を支援する体制として、本地域には静岡県工業技術研究所本所が立地し、これら基盤技術に関連した金属材料科、化学材料科、機械科、電子科、食品科を擁する材料部門・電子部門を設置し、企業の技術開発を支援している。

本市では、こうした高度な加工技術の集積を生かし、域外の企業からの多様な加工受注を取り込み、日本のものづくり産業を技術面で支えていくため、市内企業をとりまとめて「要素技術展」に出展するなど、技術のデパートの街としての受注強化を進めている。

#### ⑤ 清水港、東名高速道路・新東名高速道路・中部横断自動車道等の交通インフラを活用した清水港・ロジスティクス分野

本地域には、令和 3 年のコンテナ取扱個数、約 56.2 万 TEU で全国 8 位の国際拠点港湾“清水港”があり、本地域を中心とした半径 300 km 圏内に、日本の人口の約 6 割強（約 8,300 万人）、GDP の約 7 割（約 350 兆円）が集中している。また、日本の三大都市圏を結ぶ国道 1 号バイパス、東名高速道路や、新東名高速道路に加え、東名高速道路の「日本平久能山スマートインターチェンジ」（平成 31 年度開通）、中部横断自動車道（令和 3 年度山梨～静岡間全線開通）、清水富士宮バイパス（令和 5 年開通）等、広域道路ネットワークの整備が進んでいる。

このインフラを活かす港湾物流関連の産業として、清水区内に本社がある海貨事業者4社、清水区内に本社がある倉庫事業者4社、運送事業者による物流コーディネート体制が整備されている。

令和2年には新興津地区コンテナターミナルの後背地への新たな物流拠点が整備され、今後、清水港の施設整備、機能強化に向けた整備が進められており、世界に開かれた港湾と、交通結節機能を併せ持つ物流拠点としてのポテンシャルはさらに高まっている。

本地域における物流関連産業の地域特性は、経済センサス活動調査（令和3年）においても、運輸・郵便業における事業従事者数、純付加価値額の特化係数がそれぞれ1.07、1.33と高く清水港を中心に発展してきた港湾運送業が地域経済をけん引し、強い影響力を持っている産業であることを示している。

第3次静岡市産業振興プランにおいても、広域交通インフラや立地優位性を活かせる「清水港・ロジスティクス産業」を戦略産業に位置づけ、清水港のコンテナ取扱量を増やす目標を掲げており、今後も清水港と港の機能を補完しうる物流拠点の整備や、首都圏や北関東、長野・山梨県等へのポートセールス等を支援し、物流関連分野の活性化を図っていく。

#### ⑥ 自然、温泉、地域に根差した歴史・文化・スポーツなどの観光資源、多彩な特産物を活用した観光ブランド分野

本地域は、促進区域北端の南アルプスから南端の駿河湾まで、広大な市域を有し、豊かな自然や温泉、歴史・文化、スポーツ、地域ブランド、地場産業などの地域に根差した多様な観光資源を有している。

・自然・温泉	南アルプスユネスコエコパーク、景勝地「日本平」、南アルプス赤石温泉白樺荘など5の市営温泉など
・歴史・文化	静岡市歴史博物館、東海道歴史街道二峰六宿、富士山世界文化遺産構成資産「三保松原」、国宝「久能山東照宮」など
・スポーツ	清水エスパルスなど市内8のホームタウンチーム
・特産物	中山間地域「オクシズ」における茶やわさび、海岸エリア「しづまえ」における桜えびやシラスなど

観光資源を活用した観光施設の運営やイベントの実施により、本市の観光交流客数は、年間約2,140万人（令和4年度静岡市観光交流客数調査）に上っている。

本市を代表する温泉地である「梅ヶ島温泉郷」は、平成29年5月に環境省から「国民保養温泉地」の指定を受け、年間約5.4万人（国民保養温泉地計画書令和元年度～令和3年度温泉利用者数の平均）の利用者が訪れている。

市内の主要観光地では、富士山世界文化遺産構成資産・三保松原内の「三保松原文化創造センター「みほしるべ」」に年間約42万人（令和4年度静岡市観光交流客数調査）、国宝・久能山東照宮に隣接する名勝地である日本平の展示・展望施設「日本平夢テラス」に年間約44万人（令和4年度静岡市観光交流客数調査）、南アルプスユネスコエコパーク内の関連施設に年間約82.6万人（南アルプスユネスコエコパーク管理運営計画後期実行計画）の人が訪れている。

スポーツにおいても、令和4年に創立30周年を迎えた「清水エスパルス」を筆頭に、「ベルテックス静岡」（バスケットボール）、「静岡ブルーレヴズ」（ラグビー）、「静岡ジェード」（卓球）、2024シーズンから新たに日本野球機構のファーム・リーグに参加する「くふうハヤテベンチャーズ静岡」の、5のプロスポーツチームが本市を本拠地としており、市民が様々なプロスポーツを市内で観戦することが可能である。さらに、このようなプロスポーツチームに加え「シャンソンVマジック」（バスケット

ボール) など、日本のトップリーグ等に所属する 3 の企業チームを合わせ、現在、本市には 8 のホームタウンチームが存在している。なかでも清水エスパルスは、2022 シーズンのホームゲーム (全 17 試合) に、計 259,165 人 (1 試合平均 15,245 人) を集客しており、このようなプロスポーツチームをはじめ、多くのホームタウンチームがあることで、市内外からの観客動員による経済的波及効果が見込まれ、スポーツが本市の重要な観光資源の一つとなっている。また本地域では、中山間地域を「オクシズ」、海岸エリアを「しづまえ」と名付け、各地域の特徴ある特産物や独自の文化・産業などを地域ブランドとして確立し、地域の活性化を図っている。

地域の特徴ある特産物としては、茶、わさび、桜えび、シラスが代表的なものとして挙げられる。

- ・茶 令和 4 年度の荒茶生産量調査 (主産県) で、静岡県が全国一位の生産量年間約 28,600 t を誇り、本地域においても葵区の玉川・大河内・梅ヶ島地区や清水区の両河内・小島・庵原・日本平地区といった茶の産地が集積している。
- ・わさび 令和 3 年生産農業所得統計で、静岡県が全国トップの生産量年間 234.6 t を誇り、本地域においてもわさび栽培発祥の地「有東木」のほか、葵区の安倍川・藁科川水系の地区、井川地区、清水区の両河内地区といったわさびの産地が集積している。
- ・桜えび 日本で唯一駿河湾のみで水揚げされており、由比漁港では令和 3 年度に、年間約 219.8 t の漁獲量となっている。
- ・シラス 用宗漁港と由比漁港では、令和 3 年度に、年間約 713.8 t の漁獲量となっており、県下有数の水揚げを誇る。

上記の自然、温泉、歴史・文化、スポーツなどの観光資源や特産物、地場産業を活用したイベント等の開催を通じ、観光資源のさらなる磨き上げやまちづくり・ひとつづくりに資する取組が広く行われている。

- ・大道芸ワールドカップ (国内外から 69 万人以上 (令和 4 年度) の交流人口を呼び込む世界的イベント)、清水港への年間 70 隻以上のクルーズ船の寄港など
- ・「オクシズ」のウイスキー工場を核とした地域活性化、「しづまえ」や冷凍マグロ水揚げ日本一のブランド力の活用など、地域に立地した企業又はグループと地域住民及び地元が連携した地域ブランドの磨き上げ
- ・「静岡市プロスポーツチーム等連携プロジェクト」によるホームタウンチームと連携したスポーツを活かしたまちづくり・ひとつづくりの取組
- ・「駿府匠宿」の設置による展示やものづくり体験を通じた地場産業の P R

本地域では、施設やイベント参加等で本地域を訪れる観光客に商品やサービスを提供する産業や、交流人口の拡大や都市イメージの向上につながる産業を、第 3 次静岡市産業振興プランで戦略産業「観光・ブランド産業」に位置づけるとともに、本市をホームタウンとするプロスポーツチーム等と連携し、スポーツの力で誰もが健康で心が満たされるまちづくり事業に取り組み、ブランド力のある地域資源を活用した観光の推進、国内外からの誘客と交流、受入体制づくり、まちなかの魅力向上による賑わいの創出などを推進していく。

## ⑦ クリエーターの育成・集積を活用した文化・クリエイティブ分野

本地域では、文化・クリエイティブ産業の振興拠点である「静岡市文化・クリエイティブ産業振興センター (C C C)」(平成 20 年開設)を中心とした、クリエーターによるまちの賑わい創出やクリエーターや企業を惹きつける取組を進めている。

本市における文化・クリエイティブ産業の定義は、「デザイン、広告、出版、音楽、

アート等の分野における創造的活動から生じる文化的影響により市の文化の向上に資する産業」であり、創造的な活動による新たな事業や文化の創出、既存産業の高度化を促進することにより地域文化の振興と地域経済の活性化を目指している。

CCCが構築するクリエーターの人材バンク「クリエーターズHUB」は、企業とクリエーターをつなぐHUB機能を有するデータベースで、令和4年度（令和5年3月）末時点183人のクリエーターが登録しており、クリエーター相互や他の事業者との交流に活用されている。

クリエーターによるまちの賑わい創出では、クリエイティブ人材を育成する「CCCの楽校」やクリエーターの創造的な活動の発表機会等を創出する各種展示会や展覧会、近隣施設等と連携した「Our Festival SHIZUOKA」、市民参加型の「街カル in CCC」など多様なイベントを実施している。

クリエーターや企業を惹きつける取組では、新商品開発やプランディング構築など、企業のニーズに合わせたクリエーターのマッチングを行っており、令和元年度から令和4年度までで、延べ40件をマッチングしている。

また、CCC周辺へのクリエーターの集積を推進するため、中心市街地（静岡地区）に事務所を開設するクリエーターに対し、事務所賃借料の補助金を実施しており、令和元年度から令和4年度までで、延べ12件のクリエーター事務所が立地した。

「文化・クリエイティブ産業」は第3次静岡市産業振興プランの戦略産業にも位置づけられており、こうしたクリエーター達が、地元商店街や地場産業などとのコラボレーションに取り組みながら、市の文化の向上に資するとともに、都市の魅力や賑わいの創出に貢献していくよう、CCCを核にした支援・育成を行うとともに、「まちは劇場」など地域の賑わい創出に向けた取組との連携を深めさらに幅広い分野での取組を推進していく。

#### ⑧ 情報サービス、学術研究、専門・技術サービス関連産業の集積を活用した情報通信・専門サービス関連分野

令和3年度の本市の市内総生産（GDP）は、サービス業が19.0%を占めて製造業23.2%に次ぐ第2位の産業となっており、製造業の割合が突出している静岡県と比べると特徴的な産業構造となっている。産業別的人口構成でも、第3次産業が70.2%を占め、静岡県の64.8%を大きく上回っている。

分野別では、経済センサス活動調査（令和3年）において、情報通信業、学術研究、専門・技術サービス業、他に分類されないサービス業の事業所数の特化係数が1.14で全国を上回る集積度を示しており、これら対事業所サービス産業は、大都市に共通する小売・卸売、金融・保険以外の、本地域のサービス産業の強みであり、製造業をはじめとする他産業のIT化、高度化などに寄与する産業として、既存産業の付加価値向上を図る観点からも一層の充実が望まれる分野である。

このような中、約69の企業・大学・高校・団体・金融機関等産学官金によって構成され、静岡地区における情報産業の育成強化と産業界の情報化の促進を目的としたNPO法人静岡情報産業協会が、ITの技術革新や顧客ニーズの変化に対応するための各種セミナー・講習会等の開催や、人材確保・開拓のための教育機関と連携した就職支援事業などを推進している。

また本市では、IT・クリエイティブ・スタートアップ関連企業の本市へのサテライトオフィス等の進出支援を行っており、助成制度等を活用し、令和3年度から令和4年度までに、7件の企業誘致につながった。

さらに本市では、コロナ禍を通じた社会変容やデジタル化社会の推進等の国内外の動きに呼応し、第3次静岡市産業振興プランにおいて、「DX・デジタル活用による事業高度化、生産性向上」を、社会課題の解決に向けた「横断的取組」に位置づけ、市内企業に対する支援、スタートアップ等の連携・誘致、両面からの支援に取り組む。

本地域に集積する情報通信・サービス関連産業を支援することで、雇用や女性の活躍の場の創出、業務需要の域外流出阻止などにつなげ、地域全体のサービスの高度化や生産性の向上を図っていくとともに、DXやデジタル技術を活用した既存事業の高度化や生産性向上に資する事業に取り組む企業を支援し、競争力や成長力の向上を目指す。

⑨ グリーン産業の創出促進による新事業・新産業を活用した環境リサイクル分野

本市では、令和2年に「2050年温室効果ガス排出ゼロ」を宣言している。令和4年4月には、環境省が公募した「脱炭素先行地域」に静岡県内で唯一3地区（JR清水駅東口エリア、日の出エリア、恩田原・片山エリア）が選定され、経済と環境が両立した脱炭素社会の実現を目指した取組が進められているほか、「静岡型水素タウン」の実現を目指した水素の利活用が進んでいる。

清水港では令和3年に、官民連携した「清水港カーボンニュートラル協議会」が立ち上がり、次世代エネルギーの受入環境整備や港湾機能の高度化等を通じて、温室効果ガスの排出を全体としてゼロを目指す「カーボンニュートラルポート」の形成に向け、次世代エネルギーの利活用、省エネルギー化対策、材料生産・加工段階における温室効果ガスの削減対策等について検討を行っていく。

さらに本市では、第4次静岡市総合計画に「循環型社会を目指した廃棄物政策の推進」を掲げており、今後、静岡市一般廃棄物処理基本計画により、「家庭ごみからのプラスチック分別によるリサイクルの推進」と「事業系ごみの新たな再資源化手法の導入」に取り組むこととしている。

具体的な取組として、家庭ごみのうち「製品プラスチック」と「容器包装プラスチック」を対象とした全市域におけるプラスチック資源の分別回収の実施に向け、必要な取組を実施していく。家庭から排出されるプラスチックごみについて、現行の焼却を主とする処理方式から、「最もCO<sub>2</sub>削減効果の高いリサイクルシステム」への転換を目指し、民間活力による市内完結型のプラスチック再資源化について検討していく。

また、一般廃棄物処理業等許可に係る制度を見直すことで、民間のリサイクル技術や施設を有効利用した新たな再資源化手法を導入し、市内における事業系ごみのリサイクルを促進していく。

令和5年3月に策定した「静岡市第3次地球温暖化対策実行計画」では、「グリーン産業の創出促進」をリーディングプロジェクトに位置づけている。「静岡市脱炭素社会の実現に資する新技術開発等補助金」では、令和4年度に3件の事業が採択され、今後令和8年度までに延べ20件のグリーン産業の創出を目標としており、経済産業省の「グリーン成長戦略」で掲げる14の重点分野に該当する、脱炭素社会の実現に資する新技術・新商品の研究・開発等を行う事業者への支援を重点的に推進している。

このようなカーボンニュートラルの実現に向けた機運の高まりに呼応し、第3次静岡市産業振興プランにおいて、「脱炭素社会の推進」を、社会課題の解決に向けた「横断的取組」に位置づけ、経済と環境の両立を図る取組を進めていく。

市内企業の取組では、市内に生産工場を持つ大手プラモデルメーカーでは、循環型社会の形成への貢献として、プラモデルの「ランナー」を回収し、新たなプラモデル製品へと生まれ変わらせる取組を行っている。（実績：令和2年11トン、令和3年20トン）回収した「ランナー」及びプラモデル生産工場から排出されるプラスチックは、市内工場において、マテリアルリサイクル及びサーマルリサイクルにより再活用している。さらに、先端技術であるケミカルリサイクルによって新たなプラモデル製品へと生み出すための実証実験を行っている。

また、市内に本社を持つ産業廃棄物処理事業者が新たに設置する、産業廃棄物焼却施設及び食料品製造工場の複合施設では、産業廃棄物の燃焼により発生する蒸気を電

気及び熱エネルギーに変換し、食料品製造工場のエネルギー源として利用する、エコフード事業の展開を計画している。

さらに、市内に本社を持つ物流事業者においても、複数の荷主と協力した共同輸送の実現や貨物専用フェリー「RORO船」利用による海陸一貫輸送への切替えにより、CO<sub>2</sub>を3割程削減した取組が評価され、第24回物流環境大賞（一般社団法人日本物流団体連合会）の特別賞を受賞した。

特に、製造業はエネルギー消費がすべての業種において最も大きい業種であるという前提のもと、令和4年度製造品出荷額県内1位を誇る本市ものづくり産業の脱炭素化への取組を積極的に支援するために、脱炭素に資する新たなイノベーションやビジネスモデル創出に向けた企業間マッチング支援や先端技術を保有するスタートアップの誘致及び市内企業との連携機会の創出などの取組を行っていく。

## 6 地域経済牽引事業の促進に資する制度の整備、公共データの民間公開の推進その他の地域経済牽引事業の促進に必要な事業環境の整備に関する事項

### (1) 総論

地域の特性を生かして、地域経済牽引事業を支援していくためには、地域の事業者のニーズをしっかりと把握し、適切な事業環境の整備を行っていく必要がある。事業者ニーズを踏まえた各種事業環境整備に当たっては、国の支援策も併せて活用し、新規事業実施に必要な環境整備などを行政がワンストップでサポートする体制を構築するとともに、事業者のニーズを基にした事業化・開発・ビジネスマッチングなどについては、マーケティングや技術面など専門的見地から地域経済牽引支援機関と連携した対応を実施していく。

まずは、行政が先導し、支援体制の整備や制度の周知などに努め、地域経済牽引事業の主役となる事業者の自発的なチャレンジを引き出し、将来的には、側面支援に移行していくことを視野に入れ、事業者の活動しやすい環境づくりや情報提供を積極的に行うことで、事業コストの低減や本地域にしかない強みを創出する。

### (2) 制度の整備に関する事項

#### ① 企業立地促進支援制度（静岡市）

- ・企業の本地域への進出及び定着を促進し、産業の高度化及び活性化並びに雇用機会の拡大を図るため、平成19年度に制度を整備し、市内に工場等の設置を行う企業等に対して助成を行っている。今後も企業立地を促進していくために、同制度に基づき、工場等の建設にかかる費用のうち、用地取得費の10～20%補助、建物・機械の設備投資費の3～7%補助、新規雇用一人あたり25万円補助や、事務所等の賃借にかかる費用のうち、賃借料の1／2補助等を実施していく。なお、一部補助については、静岡県助成制度との協調による補助を継続して実施していく。
- ・産業構造や時代の変化を捉え、都市型産業の誘致を加速させるため首都圏企業が市内にサテライトオフィス等を新規進出する際の経費の補助を実施していく。

#### ② 中小企業等支援制度（静岡市）

- ・事業者の成長を側面から支援していくことを目的に、事業高度化機械設備取得費の5%補助や、商品開発・販路開拓に対する助成、設備投資強化等のための融資制度の継続的な運用を実施していく。

#### ③ 産学連携・経営課題に対する支援制度（静岡市）

- ・産業支援施設において、事業者が大学等と共同で取り組む調査、研究、開発事業費を補助することで事業者の新製品の開発、事業化を後押しする。
- ・また、専門家派遣事業、現場改善支援事業を実施することで事業者が直面している経営課題の解決を支援する。

#### ④ 中小企業技術者表彰制度（静岡市）

- ・優れた技術力や開発力を源泉とし、意欲的に事業活動を展開している中小製造事業者を称えるため、表彰事業を実施するほか、受賞事業者の市内外へのPR事業や融資制度の保証料補助の上乗せを実施する。

#### ⑤ オープンイノベーションの推進（静岡市）

- ・産学交流センター内に設置した「静岡市コ・クリエーションスペース」を「オープンイノベーションの場」と位置づけ、産官学金が積極的に交流を図る体制を構築することで、異業種との協業による新たな産業の創出を目指す。

- ⑥ デジタルを活用した人づくりと新たな産業の集積に関する取組の推進（静岡市）  
 ・ゲーム・アニメ・3DCGなどのデジタルエンタテインメント企業を含めたデジタル関連企業の誘致に向けた調査、情報発信などを実施する。  
 ・首都圏のデジタル関連企業において人材確保が大きな課題となっていることから、進出を検討する企業の人材確保を支援するため、市内の教育機関との交流やデジタル人材とマッチングなどを行うほか、企業が求めるスキルを持つ人材育成を推進し、デジタル人材の集積を図る。  
 ・デジタル関連企業の本地域への誘致・定着を促進するため、個別ニーズに応じた支援を行うほか、本地域へ進出したデジタル関連企業に対して、賃借料や新規雇用に対する補助を実施することで、デジタル産業の集積を推進する。  
 ・これら事業について、「新しい地方経済・生活環境創生交付金」の活用を検討していく。
- （3）情報処理の促進のための環境の整備（公共データの民間公開に関する事項等）  
 ① 本市では、観光関連の画像や観光交流客数等の保有する公共データ等を二次利用可能なルールの下、機械判読に適した形で公開しており、今後もオープンデータの利活用を推進する。
- ② しづおかオープンデータ推進協議会等と連携した更なる公共データの利活用の検討を推進する。
- （4）事業者からの事業環境整備の提案への対応  
 静岡市経済局産業基盤強化本部に、事業者の抱える課題解決のための相談窓口として、静岡市企業立地総合サポート窓口を開設し、事業環境整備の提案を受けた場合、関係する課と連携し、全庁的に対応する。
- （5）その他の事業環境整備に関する事項  
 ① スタートアップ支援  
 地域内でのスタートアップの支援及び活用を促進するため、支援コミュニティを形成し、市内の受入体制を強化する。また、市内事業者とスタートアップの協業を後押しするためのプログラムを実施することで、地域経済牽引事業の創出を支援する。
- ② 産業用地の確保に向けた支援  
 インフラや環境の変化を踏まえ、既存の開発候補地に加え新たに調査を実施し、事業者ニーズとマッチングさせることで、積極的な設備投資を促し、用地確保の面から地域経済牽引事業の創出を支援する。
- ③ 事業者のGXに係る支援  
 市内事業者の脱炭素の取組を加速させるため、再エネ・省エネ設備等の導入を支援するとともに、脱炭素に係る新技術・新商品等の研究・開発等を行う事業者に対する支援を実施する。
- ④ 事業者のDXに係る支援  
 市内事業者のDXの取組を加速させるため、DXに係る相談体制の構築や専門家による伴走支援を行うとともに、デジタル機器等の導入補助を実施することで市内事業者の競争力を向上させる。

- ⑤ 静岡市海洋クラスター協議会を活用した海洋産業の支援  
事業者のニーズを基にしたマッチング機会の創出、その先の研究・開発、事業化などに関して、マーケティングや技術面など専門的見地からサポートを行う。

(6) 実施スケジュール

取組事項	令和5年度	令和6年度～令和10年度 (最終年度)
<b>【制度の整備】</b>		
①企業立地促進助成制度	運用	運用
②中小企業等支援制度	運用	運用
③产学連携・経営課題に対する支援制度	運用	運用
④中小企業技術者表彰制度	運用	運用
⑤オープンイノベーションの推進	運用	運用
⑥デジタルを活用した人づくりと新たな産業の集積に関する取組の推進	-	運用
<b>【情報処理の促進のための環境整備（公共データの民間公開等）】</b>		
①オープンデータ利活用	運用	運用
②公共データの利活用検討	活用検討	活用検討
<b>【事業者からの事業環境整備の提案への対応】</b>		
企業立地総合サポート窓口設置	運用	運用
<b>【その他】</b>		
①スタートアップ支援	・スタートアップエコシステムの形成 ・アクセラレーションプログラムの実施	・運用、エコシステムの運用、自走化に向けた支援
②産業用地の確保に向けた支援	・用地調査 ・用地情報の提供、マッチング	運用
③事業者のGXに係る支援	運用	運用
④事業者のDXに係る支援	運用	運用
⑤静岡市海洋クラスター協議会及びを活用した海洋産業の支援	運用	運用

## 7 地域経済牽引支援機関が行う支援の事業の内容及び実施方法に関する事項

### （1）支援の事業の方向性

地域一体となった地域経済牽引事業の促進にあたっては、静岡市地域経済牽引事業促進協議会を中心に、地域の教育機関、研究機関等の支援機関が連携の上、それぞれの特色・強みを十分に發揮して、支援の効果を最大限發揮する必要がある。

また、本地域の地域特性である、多彩でバランスのとれた産業構造を反映した多様な成長分野の産業集積や育成の必要性について、各支援機関の理解促進に努める。

### （2）地域経済牽引支援機関が行う支援の事業の内容及び実施方法

#### ① 静岡商工会議所

約1万3千の会員事業所が加盟し、地区内における商工業者の共同社会を基盤とした商工業の総合的な改善発達を図る地域最大の経済団体として、地域企業の経営支援を通じた地域経済の活性化に取り組んでいる。

令和5年からの3か年の活動方針である第5次中期行動計画を策定し、「企業づくり」「人づくり」「地域づくり」「基盤づくり」を4本柱、「デジタル化の推進」「カーボンニュートラル実現に向けた取組」を重点施策とした事業計画を決定した。企業のあらゆるライフステージ（創業・成長・発展・承継）に対応した専門の体制を整え、本計画の成長分野の企業をサポートする。

#### ② 静岡県中小企業団体中央会

中小企業等協同組合法に基づく県下中小・零細企業を中心に組織する中小企業等協同組合の約900組合（構成企業数約60,000社）の専門支援機関として、任意グループの組織化・組合運営指導を行い、組合事業による傘下中小企業の経営・金融・労務対策、後継者養成、革新的な設備投資・試作品の開発支援等の総合的な支援、サポート等を行っている。

特に、組合設立・運営支援等のノウハウを生かした、新たな共同化、組合員間連携、組合間連携等を積極的に推し進め、成長分野における地域経済牽引事業育成に資する集団化事業の実施を含めた組織化・事業化支援をサポートしていく。

#### ③ 地元大学（国立大学法人静岡大学、静岡県立大学、東海大学、常葉大学、静岡英和学院大学・静岡英和学院短期大学部、静岡産業大学）

自治体や企業等と協働して、学生にとって魅力ある就職先の創出や、地域が求める人材を養成するために必要な教育カリキュラムの改革など、地方創生の中心となる「ひと」の本地域への集積を目的とした「地（知）の拠点大学による地方創生推進事業」を推進してきた。

また、産業人材の育成のための教育プログラムの実施やリカレント教育に取り組み、食を中心としたヘルスケアの取組や、先端科学技術を活用した付加価値の創出などの視点を取り入れた「フーズ・ヘルスケアオープンイノベーションプロジェクト」との連携などを中心とした、様々な分野における産業界等との共同研究、研究シーズと企業ニーズマッチングへの協力・参加など、产学連携を展開していた。

また、地方創生の取組として、しづおか中部連携中枢都市圏（静岡市、島田市、焼津市、藤枝市、牧之原市、吉田町及び川根本町）内の大学が本市と包括連携協定を締結し、大学の研究成果を地域に還元し、都市圏内の地域課題の解決のための提言や実践的な研究を市町と一体となって進める連携事業を実施している。

#### ④ 公益財団法人静岡県産業振興財団

静岡県全域の産業発展のため、県が推進する「新成長産業戦略的育成事業」の実施機

関として、成長分野への参入を目指す中小企業に対し、啓発・技術相談から研究開発、試作品開発・事業化・販路開拓までの一貫した支援を行う。また、新たに県内企業の脱炭素化支援プラットフォームとして、「企業脱炭素化支援センター」を立ち上げ、脱炭素化に向け、県内企業が抱える課題等に対し、幅広く支援を行う。

特に、「フーズ・ヘルスケアオーブンイノベーションプロジェクト」の関連企業や、本計画の成長分野である新成長産業支援対象企業が行う地域経済牽引事業に対して、他の支援機関と連携した支援を行っていく。

#### ⑤ 独立行政法人日本貿易振興機構（JETRO）静岡貿易情報センター

我が国の貿易の振興に関する事業を総合的に実施する貿易投資振興機関として、国内外のネットワークを活用した資本・技術・人材が国内外で循環するエコシステムの形成・強化、輸出促進、企業の海外展開支援などを重点分野として掲げている。

静岡貿易情報センターでは、地元企業のニーズを踏まえた海外展開に関するセミナー・講座や相談の実施に加え、静岡県の新産業集積クラスターに関連する分野への対日投資の呼び込み、産業集積地と海外との国際的なビジネス交流の促進などを通じて、成長分野に関連した企業の支援に取り組む。

#### ⑥ 一般財団法人静岡経済研究所

「地域の未来づくりを支えるシンクタンク」として、静岡県内の経済・産業、企業経営、地域動向等に関する調査研究を行い、産業振興及び地域経済社会の健全かつ持続可能な発展に寄与することを目的としている。現場・現実を重視する調査研究力に磨きをかけ、複雑・高度化する地域や産業、企業等に対してさまざまな情報提供を図り、地域企業を支援していく。地域牽引事業促進協議会と連携しながら、成長分野の育成や地域経済牽引事業創出につながる提言・アドバイスなどを行う。

#### ⑦ 静岡県工業技術研究所

本市内の研究所（本所）及び沼津、富士、浜松の支援センターにより、県内産業界を一體的に技術支援できる体制を整備しており、地域産業に最も近い技術支援機関として、研究開発、依頼試験・設備使用、技術相談、情報提供等を通じて中小企業の技術開発や課題解決の支援を行っている。

市内研究所においては、本計画の成長分野と関連する食品、環境エネルギー、生活製品（家具・木製品）、自動車部品（照明・音響・材料）、IoTなどの分野への支援を重点的に行い、産学官連携の促進を通じて、地域経済牽引事業の発掘や育成の側面支援を行う。

#### ⑧ 静岡市官金連携情報交換会

行政と、市内に本社を有する銀行・信用金庫、市内に支店を有する政府系金融機関が、産業振興施策や企業の動向などの、それぞれが持つ情報を共有し、連携して企業支援に当たることを目的に平成25年度に設置している。

企業の設備投資や新規事業などを活性化させるため、金融機関との合同の企業訪問や、金融機関の担当者向けの制度説明会の開催などで連携を深めている。

また、本市と市内金融機関との人事交流による、情報共有や連携体制整備も行っており、官金一体となった支援強化に取り組んでいる。

## 8 環境の保全その他地域経済牽引事業の促進に際し配慮すべき事項

### (1) 環境の保全

本市では、「静岡市環境基本条例（平成16年4月施行）」に基づき、環境面から目指す「人と自然が共生し、将来にわたり豊かな営みを続けられるまちの実現」を掲げた「第3次静岡市環境基本計画（令和5年3月）」を策定し、大気環境保全対策、水質環境保全対策、土壤・地下水汚染対策、騒音・振動・悪臭対策、自然環境保全対策、地球温暖化対策、廃棄物対策など、本市の環境保全に関する施策を、市民・事業者・行政が一体となって総合的かつ計画的に推進しているところである。

この実現に向け、「経済・社会・環境の三側面の好循環を生み出す地域脱炭素の基盤整備を進めます」、「循環型社会を目指した廃棄物政策を推進します」、「生物多様性への理解・浸透を図り、保全・再生を拡大します」、「住み良さを実感できる生活環境をつくります」という4つの取組方針を設定し、効果的な施策の推進に取り組んでいる。

また、本市は、南アルプスなどの広大な森林地域から安倍川・藁科川・興津川を代表とする清流、都市的な利用がされている平野部、世界文化遺産の三保松原がある海岸部まで、環境特性は地域によって大きく異なるため、これら豊かな環境資源を守ることを目的に、地域特性に応じた環境配慮事項を示している。

なお、本計画は公園計画との整合を図り、静岡県の自然環境部局との調整を行ったうえで策定したものであり、また、地域経済牽引事業計画を承認する際には地方環境事務所と調整を図ることとする。これらを踏まえ、環境保全上重要な地域内での整備の実施に当たって、直接あるいは間接的に影響を与えるおそれがある場合は、自然環境部局と十分調整を図りつつ、専門家の指導・助言を踏まえて、それらの保全が図られるよう十分配慮して行う。

さらに、一定規模以上の事業に対しては、市自らが主体的にまちづくりにおける環境配慮に関与し、本市の豊かな環境を将来に継承するための総合的な環境配慮制度として、平成27年3月に「静岡市環境影響評価条例（平成28年1月施行）」を制定したところである。

以上のことから、地域経済牽引事業の実施にあたっては、開発事業等について、環境保全上の見地から適正な配慮が図られるよう、国が定める各種環境法令を順守することはもとより、本市が定めた各種配慮事項等についても十分に配慮し、環境と経済が両立した持続可能な社会を目指す。

なお、企業は、必要に応じ説明会や工場内の視察受け入れを行うなど、地域住民の十分な理解を得られるよう努めるものとする。

また、自然公園法に規定する国立公園、静岡県立自然公園条例に規定する静岡県立自然公園、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に規定する鳥獣保護区、環境省が自然環境保全基礎調査で選定した特定植物群落、生物多様性の観点から重要度の高い湿地、自然再生推進法に基づく自然再生事業の実施地域、国内希少野生動植物種の生息（繁殖・越冬・渡り環境）・生育域等を含むため、環境保全のために十分配慮することとする。

### (2) 安全な住民生活の保全

静岡県では、「静岡県防犯まちづくり条例」に基づき、行政、住民及び事業者らが協力して、住民一人ひとりが防犯意識を高め、犯罪に遭わないよう行動するとともに、地域の連帯感を高め、お互いに見守り合い、助け合う地域の力を取り戻し、さらに、犯罪の防止に配慮した都市環境の整備を図るなど、犯罪の起きにくい防犯まちづくりに積極的に取り組んでいるところである。

また、本市では、「静岡市犯罪等に強いまちづくり条例（平成22年4月施行）」に基

づき、「第3次静岡市犯罪等に強いまちづくり基本計画（令和5年3月）」を策定し、安心して活動することができる安全な地域社会の実現を目指し、市・市民・事業者が互いの自主性及び自立性を尊重しながら協働して犯罪等に強いまちづくりを推進しているところである。

地域経済牽引事業の実施に伴い必要となる安全な住民生活の保全に関しては、市は防犯及び交通安全に配慮した施設整備や地域の防犯活動への支援を行い、「安全・安心なまちづくり」を推進していく。また、事業者は、犯罪の防止に配慮した事業活動の推進を図るとともに、地域の防犯活動への協力や、犯罪又は事故の発生時における警察等関係機関に対する連絡体制の構築及び捜査への協力に努めることにより、「安全・安心なまちづくり」を推進するものとする。

### （3）その他

#### ① P D C A体制の整備等

##### 【地域経済牽引事業促進協議会】

静岡市、静岡県、静岡商工会議所、静岡県中小企業団体中央会、公益財団法人静岡県産業振興財団、国立大学法人静岡大学、独立行政法人日本貿易振興機構（JETRO）静岡貿易情報センター、一般財団法人静岡経済研究所、静岡県工業技術研究所を構成員とした地域経済牽引事業促進協議会を毎年度9月頃に開催し、基本計画と承認事業計画に関する評価を行い、効果の検証を実施する。

#### ② 港湾計画との調整方針

清水港湾計画と調和し、整合を図るものとする。

## 9 地域経済牽引事業の促進を図るための土地利用の調整を行う場合にあっては、その基本的な事項

### （1）総論

対象区域なし

### （2）土地の農業上の利用との調整に関し必要な事項

当該重点促進区域における農用地区域については、農業振興地域の整備に関する法律に基づく除外及び農地法に基づく農地転用を行うため、本制度を活用した土地利用調整は行わない。

### （3）市街化調整区域における土地利用の調整に関し必要な事項

当該重点促進区域における市街化調整区域については、都市計画法に基づく開発許可を行うため、本制度を活用した市街化調整区域における土地利用調整は行わない。

## 10 計画期間

本計画の計画期間は、計画同意の日から令和 10 年度末日までとする。

「静岡市基本計画」又は「静岡市戦略産業等支援強化地域基本計画」に基づき法第 11 条第 3 項の規定による同意（法第 12 条第 1 項の規定による変更の同意を含む。）を受けた土地利用調整計画に関する変更の同意及び法第 13 条第 4 項の規定による承認（法第 14 条第 3 項の規定による変更の承認を含む。）を受けた承認地域経済牽引事業計画に関する変更の承認及び承認の取消しについて、当該同意基本計画の失効後も、なお従前の例による。

### （備考）

用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とする。